

五省会初任者研修課程学則・実施要領等

(研修事業者の名称、所在地)

第1条 本研修は下記の事業者が実施する。

- (1)名称 特定医療法人財団 五省会
- (2)所在地 富山県富山市高田 70 番地

(講義・演習の実施場所)

第2条 本研修は下記の実施場所で行う。

- (1) 名称 特定医療法人財団 五省会 所在地 富山県富山市高田 70 番地
- (2) 名称 介護老人保健施設 みどり苑 所在地 富山市秋ヶ島 146 番地 1

(研修事業の目的)

第3条 本研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

(研修課程及び形式)

第4条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。
介護職員初任者研修課程 通信制(富山県)

(研修事業の名称)

第5条 研修の名称は、次のとおりとする。
五省会初任者研修課程

(研修の期間)

第6条 概ね6ヶ月とする。

(研修カリキュラム)

第7条 研修カリキュラムは別紙に定める。

(受講定員)

第8条 各コース 20名とし、定員になり次第締め切る。

(受講料)

第9条 受講料は次のとおりとする。

- (1) 71,500円 (税込、テキスト代別)とする
- (2) 上記受講料の他、入学金は設定しない。

(使用教材)

第10条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- (1) テキスト 「介護職員初任者研修課程」テキスト 株式会社日本医療企画 発行
当校で購入する場合 5,400円 (税込)
- (2) 備品 介護用ベッド、車椅子、杖、ポータブルトイレ他

(遅刻・早退・欠席の扱い)

第11条 15分以内の遅刻及び早退は、2回で欠席1日とみなす。

(振替受講と補講の取扱い)

第12条 振替受講の取扱いについては次のようにする。

- (1) 受講者は、研修期間内においてやむを得ない事情等で欠席した場合、同時期もしくは次回以降に開催する介護職員初任者研修の同一科目を、欠席届の提出により振替受講できるものとする。
- (2) 修了評価で不合格になった場合、補講が必要な場合、1時間 2,000円を支払い受講することができる。

(募集手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当校指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。
- (2) 当校は、書類審査の上、受講者の決定を行う。

(科目の免除)

第14条 科目の免除は行わない。

(通信課程の実施方法)

第15条 通信課程に関しては次のとおりとする。

- (1) 実施方法

添削課題を期日までに提出する。合格点に達しない場合、合格点に達するまで再提出する。再提出を求められた場合、一週間以内に提出するものとする。

(2)評価方法

各項目 60 点以上を合格とする。記述問題に関しては、理解度を A (100～85%)、B (84～60%)、C (59%以下) 判定とし、B 判定以上を合格とする。

(3)受講生への対応

添削問題に関する質問等については、下記の方法にて受け付け、必要に応じ講師に照会する。

E-mail : staff@gosei-sc.com

郵送等 : みどり苑事務所内 五省会初任者研修課程事務局 fax 076-428-5590

(修了の認定)

第 16 条 修了の認定は第 7 条に定めるカリキュラムにおいて、スクーリング全日程受講、または、振替受講による全日程受講。すべての通信課程 (1 回目～2 回目) の合格、「9. こことからだのしくみと生活支援技術」の中で実技試験が講師により合格と評価され、知識と技術の確認テストの合格 (60 点以上) かつ修了評価の結果が所定の水準 (60 点以上) を超えるものであることが確認された受講生を修了者と認める。

(受講取り消し)

第 17 条 受講生が当校の定める諸規定を守らず、次の行為のあった者には受講の取り消しを命ずることがある。

(1)学力劣等で、修了の見込みが無いと認められる者。

(2)正当な理由がなく、出席が常でない者。

(3)修了試験で不正な行為を行った者。

(4)その他、研修の秩序を乱していると認められる者。

なお、自ら退学する場合は、受講生は「退学願」を提出する。

(修了者名簿)

第 18 条 修了者名簿を作成し、「介護職員初任者研修事業実績報告書」とともに県へ提出する。

(講師)

第 19 条 「富山県介護職員初任者研修実施要綱」(平成 31 年 4 月) 第 5 条の講師要件に定める講師が行う。

(その他研修に関する留意事項)

第 20 条 研修事業を実施するにあたり、次のとおり必要な措置を定める。

- (1)本人確認は、初回研修時に公的証明書（免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、住民票、戸籍謄本等）で確認する。
- (2)講義・演習等で知り得た個人情報は、プライバシー保護の観点から守秘義務とする。
- (3)受講者は筆記用具等を用意し、実技学習には動きやすい服装、及び別途指示する物を持参する。

(施行規則)

第 21 条 この学則に必要な細則、及びこの学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当校が定めることができる。

(附則)

この学則は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。